

事始曰、唐元和初、酌酒用樽勺、雖十數人一樽一杓、挹酒了無遺滴、無幾改用注子、雖起自元和時、而輒失其所造之人、

〔下學集〕器財 銚子

〔運步色葉集〕天 銚子時令對治之時、丹波大江山有酒點童子鬼、彼鬼變取人、勅賴光保昌紀公

也、

〔名目抄〕雜物 銚子元三御藥之時用之

〔庭訓往來〕打銚子略 鐵輪以下進注文、悉以借預者、可進使者候也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞 伊勢云、打銚子ぬりたるものあるゆる、打立のま、塗らぬを云、

〔東雅器用〕銚子サシナベ 倭名鈔に四聲字苑を引て、銚は燒器、似鷓鴣、而上有環也、辨色立成にサ

シナベといふ、俗にはサスナベといふなりと注したり、其注せし所に據れば、猶今の鐘子といふ

もの、制の如くにして、環とは俗に鉉といふものをいふに似たり、サシナベとも、サスナベとも

いひしは、匱を半挿といふが如くに、其注ぐべき道あるをいふ也、後の世の如く、銚子の字の音を

もて呼びて、酒器となすものにはあらず、

〔倭訓栞〕中編十五 てうし 銚子と呼ものは、注子の訛音なりといへり、

〔萬葉集〕十六 長忌寸意吉麻呂歌 刺名倍爾湯和加世子等、檜橋津乃、檜橋從來許武狐爾安牟佐武、

右一首、傳云、一時衆集宴飲也、於時夜漏三更、所聞狐聲、爾乃衆諸誘興麻呂曰、關此饌具雜器狐聲

河橋等物、但作歌者、即應聲作此歌也、

〔和漢三才圖會〕三十一 銚子音調 和名佐之奈閉 今用字之音呼略 中

按、銚子有兩口及柄、官家醋酬必用之、如禮式則用長柄銚子、又以偏提加酌之、二物飾以金銀紙作雌

銚子種類